



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

- 告示
  - 729 クリーニング師の研修の指定 (生活衛生課)
  - 730 クリーニング所の業務従事者講習の指定 ( " )
  - 731 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
  - 732 " ( " )
  - 733 生活保護法による指定介護機関の廃止 ( " )
  - 734 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会推進課)
  - 735 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 ( " )
  - 736 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定 ( " )
  - 737 大規模小売店舗立地法による上富田町から聴取した意見の概要 (商工振興課)
  - 738 大規模小売店舗の変更の届出 ( " )
  - 739 紀の川左岸土地改良区の定款及び定款附属書役員選任規程変更の認可 (農村計画課)
  - 740 紀の川左岸土地改良区の役員の就任 ( " )
  - 741 印南土地改良区の役員の就退任 ( " )
  - 742 三谷井土地改良区の役員の就退任 ( " )
  - 743 安楽川井土地改良区の役員の就退任 ( " )
  - 744 住持中左近両溜池土地改良区の役員の就退任 ( " )
  - 745 肥料の登録有効期間の更新 (果樹園芸課)
  - 746 保安林の指定予定の通知 (森林整備課)
  - 747 " ( " )
  - 748 " ( " )
  - 749 保安林の指定施行要件変更 ( " )
  - 750 基本測量の終了 (技術調査課)
  - 751 平成17年度和歌山県議会における速記及び反訳委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (議会事務局)
- 公安委員会告示
  - 29 遊泳区域の指定
  - 30 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施

- 公告
  - 入札公告 (総務事務集中課)
  - 和歌山海区漁業調整委員会委員の選任 (資源管理課)
  - 入札公告 (議会事務局)
- 監査公表
  - 監査公表第26号
- 正誤
  - 平成17年3月11日付け和歌山県報第1639号和歌山県告示第284号中
  - 平成17年3月15日付け和歌山県報第1640号和歌山県告示第314号中

## 告 示

### 和歌山県告示第729号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項の規定により、クリーニング師の研修(第一型研修等)を次のとおり指定した。

平成17年4月22日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 主催者の名称及び住所
  - 名称 財団法人 全国生活衛生営業指導センター
  - 住所 東京都港区新橋6丁目8番2号
- 2 開催年月日及び開催場所
  - 開催年月日 平成17年9月6日(火)
  - 開催場所 田辺商工会議所
  - (田辺市新屋敷町1番地、電話:0739-22-5064)
- 3 受講料
  - クリーニング師の研修 5,000円

### 和歌山県告示第730号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の3の規定により、クリーニング所の業務従事者講習(第二型研修等)を次のとおり指定した。

平成17年4月22日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 主催者の名称及び住所
  - 名称 財団法人 全国生活衛生営業指導センター
  - 住所 東京都港区新橋6丁目8番2号
- 2 通信教育受付開始・受付締切年月日及びレポート提出締

切年月日

受付開始年月日 平成17年8月1日

受付締切年月日 平成17年8月31日

レポート提出締切年月日 平成17年10月31日

3 受講料

クリーニング所の業務従事者講習 4,500円

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
東病 2-28	国保古座川病院	東牟婁郡串本町古座 1035	平成 17.3.31
有市医 18-46	山本医院	有田市初島町里 1231	平成 17.3.31

和歌山県告示第731号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年4月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第732号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年4月22日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	廃止年月日
東訪 3-11	国保古座川病院	東牟婁郡串本町古座 1035	古座川病院訪問看護ステーション	東牟婁郡串本町古座 1035	平成 17.3.31

和歌山県告示第733号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、

同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年4月22日

和歌山県知事 木村良樹

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人富田会	那賀郡岩出町紀泉台2	ホームヘルパーステーションとみた	那賀郡岩出町紀泉台2	訪問介護	平成 17.3.31
		岩出北在宅介護支援センター(とみた)		居宅介護支援	

和歌山県告示第734号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法

第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成17年4月22日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 (法人の場合 にあっては、 申請者の名称)	住所 (法人の場合 にあっては、主 たる事務所の 所在地)	法人の場合 にあっては、 代表者の 氏名	事業所の 名称	事業所の 所在地	サービスの 種類	指定 年月日
3062190057	社会福祉法人田辺市社会福祉協議会	田辺市湊1619-8田辺市民総合センター	良原昌子	田辺市社会福祉協議会龍神訪問看護事業所	日高郡龍神村大字柳瀬1134龍神村高齢者福祉センター「龍の里」	訪問看護	平成 17.4.1
3072400132	社会福祉法人田辺市社会福祉協議会	田辺市湊1619-8田辺市民総合センター	良原昌子	田辺市社会福祉協議会大塔事業所(富里)	西牟婁郡大塔村大字下川下989とみさとふくしセンター	通所介護	平成 17.4.1
3072400140	社会福祉法人田辺市社会福祉協議会	田辺市湊1619-8田辺市民総合センター	良原昌子	田辺市社会福祉協議会大塔事業所(三川)	西牟婁郡大塔村大字向山354-1みかわふくしセンター	通所介護	平成 17.4.1
3072400017	社会福祉法人串本町社会福祉協議会	東牟婁郡串本町串本2367	岩田孝	串本町社会福祉協議会	東牟婁郡串本町串本2367	訪問介護・通所介護	平成 17.4.1
3072500394	串本町	東牟婁郡串本町串本1800	加藤国司	串本町古座サービスセンター	東牟婁郡串本町上野山291-4	通所介護	平成 17.4.1

3062590058	串本町	東牟婁郡串本町串本1800	加藤国司	古座川病院訪問看護ステーション	東牟婁郡串本町古座1035	訪問看護	平成17.4.1
------------	-----	---------------	------	-----------------	---------------	------	----------

和歌山県告示第735号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したの

で、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成17年4月22日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
3072400439	社会福祉法人串本町社会福祉協議会	東牟婁郡串本町串本2367串本町地域福祉保健センター内	岩田孝	串本町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	東牟婁郡串本町串本2367串本町地域福祉保健センター内	居宅介護支援	平成17.4.1
3072500451	串本町	東牟婁郡串本町串本1800	加藤国司	串本町古座在宅介護支援センター	東牟婁郡串本町古座1035	居宅介護支援	平成17.4.1

和歌山県告示第736号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第46条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第7

8条第1号及び第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成17年4月22日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
3071400026	社会福祉法人海南市社会福祉協議会	海南市日方1519-10海南市海南保健福祉センター1階	神出政巳	社会福祉法人海南市社会福祉協議会	海南市日方1519-10海南市海南保健福祉センター1階	訪問介護 ・居宅介護支援	平成17.4.1
3071100162	社会福祉法人海南市社会福祉協議会	海南市日方1519-10	神出政巳	社会福祉法人海南市社会福祉協議会下津事業所	海南市下津町上14-6	訪問介護 ・居宅介護支援	平成17.4.1
3072100070	社会福祉法人田辺市社会福祉協議会	田辺市湊1619-8田辺市民総合センター	良原昌子	田辺市社会福祉協議会龍神事業所	日高郡龍神村大字柳瀬1134龍神村高齢者福祉センター「龍の里」	訪問介護 ・通所介護 ・居宅介護支援	平成17.4.1
3072200169	社会福祉法人田辺市社会福祉協議会	田辺市湊1619-8田辺市民総合センター	良原昌子	田辺市社会福祉協議会田辺事業所	田辺市湊1619-8田辺市民総合センター	訪問介護 ・訪問入浴介護 ・通所介護 ・居宅介護支援	平成17.4.1
3072400041	社会福祉法人田辺市社会福祉協議会	田辺市湊1619-8田辺市民総合センター	良原昌子	田辺市社会福祉協議会大塔事業所	西牟婁郡大塔村大字鮎川583-9ふくしかいかん	訪問介護 ・訪問入浴介護 ・通所介護 ・居宅介護支援	平成17.4.1
3072400066	社会福祉法人田辺市社会福祉協議会	田辺市湊1619-8田辺市民総合センター	良原昌子	田辺市社会福祉協議会中辺路事業所	西牟婁郡中辺路町栗栖川329-1	訪問介護 ・居宅介護支援	平成17.4.1
3072500238	社会福祉法人田辺市社会福祉協議会	田辺市湊1619-8田辺市民総合センター	良原昌子	田辺市社会福祉協議会本宮事業所	東牟婁郡本宮町本宮921-2保健福祉総合センターうらら館内	訪問介護 ・居宅介護支援	平成17.4.1
3072500022	社会福祉法人串本町社会福祉協議会	東牟婁郡串本町串本2367	岩田孝	串本町社会福祉協議会古座事業所	東牟婁郡串本町上野山291-4	訪問介護 ・居宅介護支援	平成17.4.1

和歌山県告示第737号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1

項の規定により上富田町から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成17年4月22日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンターオークワ上富田店  
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来154-1他
- 2 意見の概要  
住民意見を尊重するとともに、店舗の設置場所が郊外ではなく、住居が隣接しているとの立地環境から、悪臭、日影、騒音等について環境に負荷を及ぼさないよう充分配慮し、また営業時間の延長についても営利第一主義ではなく周辺環境へ及ぼす影響を考慮のうえ対処願いたい。
- 3 和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
西牟婁振興局県民行政部地域行政課(和歌山県田辺市朝日ヶ丘23-1)  
上富田町総務政策課(和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 平成17年4月22日から平成17年5月23日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第738号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

(変更前)

小売業者		住所
氏名(名称)	代表者(法人の場合)	
ダイワロイヤル株式会社	代表取締役 越智壯	東京都台東区上野七丁目14番4号
他5社予定(業種は未定)		

(変更後)

小売業者		住所
氏名(名称)	代表者(法人の場合)	
株式会社宮脇書店	代表取締役 宮脇富子	香川県高松市朝日新町2-19
株式会社日比谷花壇	代表取締役 宮島浩彰	東京都港区南麻布1-6-30
有限会社ミナカタジェム	代表取締役 南方敏次	和歌山市友田町5-50
社団法人和歌山県経済センター	会長 木村良樹	和歌山市西汀丁26番地
株式会社マスマン	代表取締役 増田都司夫	和歌山市新中通2丁目8
ミュージックマート・エンターテイメント有限会社	代表取締役 岩橋俊彰	和歌山市元寺町1丁目60番地

- 4 変更年月日  
平成17年4月2日

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成17年4月22日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
モンティグレ  
和歌山市七番丁26-1 他9筆
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
ダイワロイヤル株式会社 代表取締役社長 越智壯  
東京都台東区上野七丁目14番4号
- 3 変更した事項  
(1)大規模小売店舗の名称  
(変更前)ロイネットホテル和歌山  
(変更後)モンティグレ  
(2)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 5 変更した理由  
未定としていた小売業者が決定したため。

- 6 届出年月日  
平成17年4月12日
- 7 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23)
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成17年4月22日から平成17年8月22日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第739号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、紀の川左岸土地改良区の定款及び定款附属書役員選任規程変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成17年4月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第740号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、紀の川左岸土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成17年4月22日

和歌山県知事 木村良樹

就任した役員

職名	氏名	住所
理事	和田敬視	和歌山市和田972番地
監事	金谷弘敬	和歌山市金谷436番地

和歌山県告示第741号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、印南土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成17年4月22日

和歌山県知事 木村良樹

1 就任した役員

職名	氏名	住所
理事	鈴木操	日高郡印南町大字印南1634番地
理事	脇谷晴彦	日高郡印南町大字印南1714番地の2
理事	山下薫	日高郡印南町大字印南1709番地
理事	清水道夫	日高郡印南町大字印南2262番地の1
理事	久保田耕一	日高郡印南町大字印南1683番地
理事	山本靖弘	日高郡印南町大字津井104番地
理事	久保井始	日高郡印南町大字西ノ池1311番地の1
監事	笹本明	日高郡印南町大字印南1661番地の1

監事	村上進	日高郡印南町大字印南1475番地
監事	塩田忠臣	日高郡印南町大字印南1811番地の3
2 退任した役員		
職名	氏名	住所
理事	鈴木操	日高郡印南町大字印南1634番地
理事	脇谷晴彦	日高郡印南町大字印南1714番地の2
理事	山下薫	日高郡印南町大字印南1709番地
理事	清水道夫	日高郡印南町大字印南2262番地の1
理事	濱中芳光	日高郡印南町大字印南1629番地の2
理事	山本靖弘	日高郡印南町大字津井104番地
理事	久保井始	日高郡印南町大字西ノ池1311番地の1
監事	笹本明	日高郡印南町大字印南1661番地の1
監事	村上進	日高郡印南町大字印南1475番地
監事	田野曠治	日高郡印南町大字印南302番地の2

和歌山県告示第742号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、三谷井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成17年4月22日

和歌山県知事 木村良樹

1 就任した役員

職名	氏名	住所
理事	岸本勇	伊都郡かつらぎ町大字東浜田666番地の2
理事	森本佳延	伊都郡かつらぎ町大字寺尾216番地
理事	森岡通	伊都郡かつらぎ町大字三谷1545番地の2
理事	前田裕己	伊都郡かつらぎ町大字東浜田691番地の3
理事	西本敏輝	伊都郡かつらぎ町大字平沼田9番地
理事	中野好夫	伊都郡かつらぎ町大字兄井335番地
理事	笈川照子	伊都郡かつらぎ町大字三谷641番地
理事	塙阪正雄	伊都郡かつらぎ町大字三谷1592番地の3

監事	中野勲	伊都郡かつらぎ町大字兄井255番地
監事	中谷武弘	伊都郡かつらぎ町大字三谷828番地の1

2 退任した役員

職名	氏名	住所
理事	阪中祥晃	伊都郡かつらぎ町大字兄井220番地
理事	北山佳史	伊都郡かつらぎ町大字平沼田59番地
理事	前坂政信	伊都郡かつらぎ町大字平沼田102番地
理事	小林正弘	伊都郡かつらぎ町大字寺尾204番地
理事	大宅崇揮	伊都郡かつらぎ町大字兄井253番地

理事 月木敬二 伊都郡かつらぎ町大字三谷1326番地  
 理事 黄瀬芳男 伊都郡かつらぎ町大字妙寺1143番地の  
 3  
 理事 金谷岩男 伊都郡かつらぎ町大字三谷1588番地の  
 8  
 監事 奥村嘉信 伊都郡かつらぎ町大字寺尾179番地  
 監事 森田悦央 伊都郡かつらぎ町大字三谷1576番地

和歌山県告示第743号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、安楽川井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成17年4月22日

和歌山県知事 木村良樹

1 就任した役員

職名	氏名	住所
理事	森崎照之	那賀郡桃山町大字元343番地
理事	中森寛二	那賀郡桃山町大字市場588番地
理事	根来繁	那賀郡桃山町大字神田82番地
理事	兒島道雄	那賀郡桃山町大字段544番地
理事	中林昇	那賀郡桃山町大字最上223番地
理事	永長幹雄	那賀郡桃山町大字段新田450番地
理事	山名和章	那賀郡桃山町大字元114番地の2
理事	寺本重建	那賀郡桃山町大字最上50番地の2
監事	永長尚夫	那賀郡桃山町大字元350番地
監事	岡忠義	那賀郡桃山町大字調月151番地

2 退任した役員

職名	氏名	住所
理事	森崎照之	那賀郡桃山町大字元343番地
理事	細川眞武	那賀郡桃山町大字調月256番地
理事	山本輝芳	那賀郡桃山町大字元39番地
理事	兒島道雄	那賀郡桃山町大字段544番地
理事	根来繁	那賀郡桃山町大字神田82番地
理事	中森寛二	那賀郡桃山町大字市場588番地
理事	坂中敏次	那賀郡桃山町大字最上166番地
理事	永長幹雄	那賀郡桃山町大字段新田450番地
監事	永長尚夫	那賀郡桃山町大字元350番地
監事	岡忠義	那賀郡桃山町大字調月151番地

和歌山県告示第744号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、住持中左近両溜池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成17年4月22日

和歌山県知事 木村良樹

1 就任した役員

職名	氏名	住所
理事	高井角二	那賀郡岩出町大字安上209番地
理事	栗山豊治	那賀郡岩出町大字安上79番地
理事	中畑悦男	那賀郡岩出町大字赤垣内71番地
理事	増尾康夫	那賀郡岩出町大字堀口118番地
理事	竹田義晴	那賀郡岩出町大字根来1226番地
理事	糸正和	那賀郡岩出町大字波分49番地
理事	高井勝幸	那賀郡岩出町大字西安上106番地の1
理事	早苗美喜子	那賀郡岩出町大字根来1373番地
理事	谷口博	那賀郡岩出町大字根来493番地
理事	崎山佳久	那賀郡岩出町大字根来1351番地
理事	西口正芳	那賀郡岩出町大字根来1197番地
理事	山本達夫	那賀郡岩出町大字根来1192番地
理事	下津昌幸	那賀郡岩出町大字根来1252番地
理事	勢田隆司	那賀郡岩出町大字安上180番地の1
理事	池浦清隆	那賀郡岩出町大字金池363番地の1
監事	細濱剛	那賀郡岩出町大字金池147番地
監事	藤平順次	那賀郡岩出町大字湯窪93番地の1
監事	小橋裕巳	那賀郡岩出町大字波分128番地
監事	土生川哲也	那賀郡岩出町大字波分55番地

2 退任した役員

職名	氏名	住所
理事	西口啓夫	那賀郡岩出町大字根来1269番地
理事	山野耕	那賀郡岩出町大字安上290番地の1
理事	川端敏郎	那賀郡岩出町大字堀口5番地の1
理事	米村稔	那賀郡岩出町大字根来1204番地
理事	中垣文男	那賀郡岩出町大字根来673番地の2
理事	池浦清隆	那賀郡岩出町大字金池363番地の1
理事	田村義彦	那賀郡岩出町大字安上81番地
理事	崎山義明	那賀郡岩出町大字西安上110番地の2
理事	中谷智代子	那賀郡岩出町大字根来1250番地
理事	吉村八十生	那賀郡岩出町大字波分23番地
理事	勢田晃士	那賀郡岩出町大字安上117番地
理事	星野秀雄	那賀郡岩出町大字根来1227番地
理事	松本正	那賀郡岩出町大字根来1064番地
理事	辻上純正	海草郡美里町毛原上87番地
理事	藤平順次	那賀郡岩出町大字湯窪93番地の1
監事	土生川哲也	那賀郡岩出町大字波分55番地
監事	糸正和	那賀郡岩出町大字波分49番地
監事	宮本英次	那賀郡岩出町大字赤垣内79番地
監事	細濱剛	那賀郡岩出町大字金池147番地

和歌山県告示第745号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16

条第1項の規定により公告する。

平成17年4月22日

和歌山県知事 木村良樹

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第580号	混合有機質肥料	7.0獣肉搾粕粉末	窒素全量7.0	公定規格のとおり	谷口商工株式会社 和歌山県那賀郡貴志川町大字岸宮807番地	平成20.5.14
和歌山県第581号	混合有機質肥料	78獣動物混合肥料	窒素全量7.0 りん酸全量8.0	公定規格のとおり	谷口商工株式会社 和歌山県那賀郡貴志川町大字岸宮807番地	平成20.5.14
和歌山県第582号	混合有機質肥料	85獣動物混合肥料	窒素全量8.0 りん酸全量5.0	公定規格のとおり	谷口商工株式会社 和歌山県那賀郡貴志川町大字岸宮807番地	平成20.5.14
和歌山県第583号	混合有機質肥料	95獣動物混合肥料	窒素全量9.0 りん酸全量5.0	公定規格のとおり	谷口商工株式会社 和歌山県那賀郡貴志川町大字岸宮807番地	平成20.5.14

和歌山県告示第746号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年4月22日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡熊野川町赤木字田長谷1421(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに熊野川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに本宮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第748号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年4月22日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡本宮町三越字地蔵谷2469、2469の1、2470、字細木尾2681、2683から2685まで、2689、2690(次の図に示す部分に限る。)、2691、2692、2693(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

和歌山県告示第747号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年4月22日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡本宮町平治川字下西畑453から461まで

2 指定の目的 水源のかん養

和歌山県知事 木村良樹

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに本宮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第749号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、  
次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成17年4月22日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡印南町大字川又字唐尾486の1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第750号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき国土地理院長から基本測量を終了する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成17年4月22日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 作業の種類 基本測量(電子基準点測量)
- 2 作業期間 平成16年11月1日から平成17年3月31日まで
- 3 作業地域 西牟婁郡大塔村

和歌山県告示第751号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、平成17年度和歌山県議会における速記及び反訳委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成17年4月22日

1 調達業務

平成17年度和歌山県議会における速記及び反訳委託業務

2 資格審査申請書類及びその配付方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、  
次のとおりとする。

- ア 競争入札資格審査申請書
- イ 事業経歴書
- ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- エ 印鑑証明書
- オ 財務諸表(個人にあっては、青色又は白色申告書の写し)
- カ 使用印鑑届
- キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの  
(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税  
(イ) 和歌山県が課する県税全税目  
(ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(県市町村民税)

ク 誓約書

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

コ 次の(ア)及び(イ)に該当することが確認できる書類

- (ア) 1級速記者を有していること。
- (イ) 過去2か年以内に2回以上にわたり、普通地方公共団体の議会における速記及び反訳業務を受託し、遺漏なく遂行した実績があること。

(2) (1)の(ア)、(イ)、(カ)、(ク)及び(ケ)に掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成17年4月25日(月)から平成17年4月28日(木)までの午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配付を行う。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成17年5月10日(火)までの間に和歌山県議会議事務局総務課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県議会第3委員会室

(2) 日時

平成17年4月28日(木)午前10時から



4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所  
 平成17年4月25日(月)から平成17年5月10日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の、午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配付の場所

和歌山県議会議務局総務課  
 和歌山市小松原通一丁目1番地  
 郵便番号 640-8585  
 電話番号 073-441-3560  
 (FAX 073-441-3559)

6 申請書類に使用する言語  
 申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査申請書類の受理日及び入札当日の両日において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 次の(ア)及び(イ)に該当する者であること。  
 (ア) 1級速記者を有していること。  
 (イ) 過去2か年以内に2回以上にわたり、普通地方公共団体の議会における速記及び反訳業務を2回以上受託し、遺漏なく遂行した実績があること。
- (5) 国税、県税及び市町村税を滞納していないものであること。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成17年5月18日(水)までに通知する。

9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対しその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成17年5月18日(水)までに書面により求めるものとする。

1 審査の種類等

種類	内容	期日	場所
----	----	----	----

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成17年5月19日(木)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第29号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例(平成5年和歌山県条例第40号)第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

平成17年4月22日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
白良浜海水浴場	和歌山県西牟婁郡白浜町864番地	和歌山県西牟婁郡白浜町864番地先の海域で、「白良浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成17年5月3日から同年9月4日まで
臨海浦海水浴場	和歌山県西牟婁郡白浜町崎ノ北	和歌山県西牟婁郡白浜町崎ノ北地先の海域で、「臨海浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成17年5月3日から同年9月4日まで
江津良海水浴場	和歌山県西牟婁郡白浜町江津良	和歌山県西牟婁郡白浜町江津良地先の海域で、「江津良海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成17年5月3日から同年9月4日まで

和歌山県公安委員会告示第30号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。)第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成17年4月22日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

教習指導員審査(大型) 教習指導員審査(普通) 教習指導員審査(普自二) 教習指導員審査(大特) 教習指導員審査(牽引) 教習指導員審査(普通二種) 教習指導員審査(大型二種)	教習に関する技能及び知識	平成17年6月15日(水)から同年6月17日(金)までの3日間	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部 交通部運転免許課
技能検定員審査(大型) 技能検定員審査(普通) 技能検定員審査(普自二) 技能検定員審査(大特) 技能検定員審査(牽引) 技能検定員審査(普通二種) 技能検定員審査(大型二種)	技能検定に関する技能及び知識		

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

平成17年5月10日(火)から同年5月16日(月)までの毎日(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)午前9時から午後5時まで。

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部  
交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

- ア 運転免許証
- イ 審査申請書(申請場所です定の用紙を交付する。)
- ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- エ 写真(申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの)1枚

(4) 審査手数料

- ア 教習指導員審査手数料  
12,550円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例で定める額
- イ 技能検定員審査手数料  
22,050円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例で定める額

3 審査についての問い合わせ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課  
(電話 073-473-0110 内線363)

公 告

入 札 公 告

物品の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6

条の規定に基づき公告する。

なお、この公告は、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける。

平成17年4月22日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入年度及び物品調達番号  
平成17年度総集特例第1号
- (2) 購入物品の名称及び数量  
パソコン用ソフトウェア 1式
- (3) 購入物品の特質等  
入札説明書による。
- (4) 納入期限  
平成17年6月30日(木)
- (5) 納入場所  
和歌山県企画部IT推進局情報システム課

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成8年和歌山県告示第266号)の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「情報処理用機器」か「情報処理用品」に登録されている者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課

(2) 期間

平成17年4月22日(金)から平成17年6月1日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く毎日午前9時から午後5時30分まで。

4 入札説明書を交付する場所及び期間

- (1) 場所

3の(1)と同じ。

(2) 期間

3の(2)と同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課入札室

イ 入札日時

平成17年6月13日(月)午前10時35分から

ウ 開札場所

アと同じ。

エ 開札日時

イと同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成17年6月13日午前10時までに総務部総務管理局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の

契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

(1) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(4) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課

郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2291

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(3) 契約書作成の要否  
要

(4) 契約の締結における議会の議決の要否  
否

(5) 特定調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府  
調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合

がある。この場合において、調達手続の停止等があり得る。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
Soft Ware Of Personal Computer ; 1 Unit
- (2) Time limit for tender : 10 : 35a.m.13 June 2005
- (3) Contact point for the notice : Business Center  
Division, General Affairs Department, Wakayama  
Prefectural Government, 1-1 Komatsubara-dori,  
Wakayama City, Japan 640-8585  
TEL 073-441-2291

公 告

漁業法(昭和24年法律第267号)第85条第3項第2号の規定に基づき、平成17年4月8日付けで和歌山海区漁業調整委員会委員を次のとおり選任した。

平成17年4月22日

和歌山県知事 木村良樹

	氏 名	住 所
公益代表者	中井勤	日高郡由良町大字網代16番地の4

入 札 公 告

平成17年度和歌山県議会における速記及び反訳委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成17年4月22日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 事業年度  
平成17年度
  - (2) 調達業務の名称及び数量  
平成17年度和歌山県議会における速記及び反訳委託業務 一式
  - (3) 調達業務の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
平成17年和歌山県告示第751号に規定する平成17年度和歌山県議会における速記及び反訳委託業務一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び日時
  - (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県議会事務局総務課

- (2) 日時  
平成17年4月25日(月)から平成17年4月28日(木)までの午前10時から午後4時まで。
- 4 入札説明書を交付する場所及び日時等
  - (1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。
    - ア 場所  
3の(1)に同じ。
    - イ 日時  
3の(2)に同じ。
  - (2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成17年5月10日(火)までの間に和歌山県議会事務局総務課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 5 入札説明会の場所及び日時
  - (1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県議会第3委員会室
  - (2) 日時  
平成17年4月28日(木)午前10時から
- 6 一般競争入札執行の場所及び日時等
  - (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
    - ア 入札場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県議会第3委員会室
    - イ 入札日時  
平成17年5月20日(金)午前11時から
    - ウ 開札場所  
アに同じ。
    - エ 開札日時  
イに同じ。
  - (2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
  - (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成17年5月20日(金)午前9時30分までに和歌山県議会事務局総務課へ必着するように行わなければならない。
- 7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第87条第2号の規定により入札保証金についてはこれを免除する。

9 契約保証金に関する事項

財務規則第93条第3号の規定により契約保証金については、これを免除する。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するのとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県議会事務局総務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県議会事務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県議会事務局総務課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3560

(FAX 073-441-3559)

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第26号

平成16年8月27日付け監査報告第9号の監査結果に基づき、公営企業管理者職務代理者企業局長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成17年4月22日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男  
 和歌山県監査委員 築 野 富 美  
 和歌山県監査委員 新 島 雄  
 和歌山県監査委員 山 下 直 也

1 監査対象事業会計名 和歌山県土地造成事業会計

2 監査実施年月日 平成16年8月6日

3 監査の結果

保有土地の早期処分については、市場価格を参考にした販売価格の設定や用途の変更等柔軟な対応についても考慮され、販売に努力されているが、なお一層、分譲促進に努められたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

平成17年3月末までに、桃山第2工業用地は1区画6,213㎡を売却し、完成となった。また、西浜地区では、1件2,150㎡の売却を行った。

さらに、平成17年4月からは、商工労働部において引き続き分譲促進を図ることとした。

1 監査対象事業会計名 和歌山県駐車場事業会計

2 監査実施年月日 平成16年8月6日

3 監査の結果

大新公園地下駐車場の経営については、平成15年11月に料金改定を実施し利用率の向上を図るなど努力されているが、駐車場を取り巻く周辺環境は、民間駐車場との競合等により依然として厳しい状況であり、当年度の料金収入は前年度に比較し減少している。今後もなお一層、利用促進に努められたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

平成16年12月に、利用促進のため周辺飲食店等や駐車場利用者へのPR活動を実施した。

さらに、平成17年4月からは、県土整備部において引き続き運営を図ることとした。

正 誤

正 誤

平成17年3月11日付け和歌山県報第1639号和歌山県告示第284号中

新宮市王子町3丁目5152番119地先から同市新宮字大2304番5地内まで	は誤りにつき、	新宮市王子町3丁目5152番119地先から同市新宮字大略2304番5地内まで
---------------------------------------	---------	--

に訂正する。

正 誤

平成17年3月15日付け和歌山県報第1640号和歌山県告示第314号中

東牟婁郡本宮町大居字道林田2351番1地先から同町切畑字鹿嶋1096番地内まで	旧	6.00 } 36.50	4,249.00	三里橋 L=60.00 八木尾橋 L=63.3
---	---	--------------------	----------	----------------------------------

は誤りにつき、

東牟婁郡本宮町大居字道林田2352番地先から同町切畑字鹿嶋1096番地内まで	旧	6.00 } 36.50	4,249.00	三里橋 L=60.00 八木尾橋 L=93.3
--	---	--------------------	----------	----------------------------------

に訂正する。